

# ● 登録請求書・変更届・廃止(休止)等に関する取扱について

## 1 新たな受信機の設置又は増設する場合 【登録請求書】

- 提出時期：受信機設置日前まで（原則1週間前までに）
- 所定様式：全国瞬時警報システム業務規程 別記様式**第一号**（登録請求書）
- 提出先：[touroku-jalt@ml.soumu.go.jp](mailto:touroku-jalt@ml.soumu.go.jp)  
（市町村及び消防本部等は、**都道府県経由**で提出）
- 留意事項：Excelデータのまま、電子メールにより送付すること

様式の掲載場所：消防庁ホームページ

消防庁の役割>国民保護>全国瞬時警報システム(Jアラート)>Jアラートの概要>**別記様式第一号(登録請求書)**



**新たな受信機を設置する場合は、登録請求書の提出が必要です  
その際、必ず従前使用していた受信機に関する連絡（廃止、休止）をすること**

## 2 登録請求書の内容に変更が生じた場合 【変更届】

- 提出時期：変更が生じた場合に速やかに
- 所定様式：全国瞬時警報システム業務規程 別記様式**第二号**（変更届）
- 提出先：[touroku-jalt@ml.soumu.go.jp](mailto:touroku-jalt@ml.soumu.go.jp)  
（市町村及び消防本部等は、**都道府県経由**で提出）
- 留意事項：Excelデータのまま、電子メールにより送付すること  
**変更箇所以外の事項もすべて記載**すること

様式の掲載場所：消防庁ホームページ

消防庁の役割>国民保護>全国瞬時警報システム(Jアラート)>Jアラートの概要>**別記様式第二号(変更届)**

## 3 受信機を廃止、休止する場合・受信不可または情報伝達できない場合

- 連絡時期：随時
- 所定様式：なし（電子メール本文に連絡事項を記載のうえ、連絡すること）
- 連絡先：[touroku-jalt@ml.soumu.go.jp](mailto:touroku-jalt@ml.soumu.go.jp)  
（市町村及び消防本部等は、**都道府県経由**で連絡）

➤ 連絡事項：**廃止、休止する場合**

- ① 団体名
- ② 受信機管理番号
- ③ MACアドレス
- ④ 廃止（休止）年月日
- ⑤ 廃止（休止）理由

➤ 連絡事項：**受信または情報伝達できない場合**

- ① 団体名
- ② 受信機管理番号
- ③ MACアドレス
- ④ 期間
- ⑤ 理由
- ⑥ 緊急時の担当者及び緊急連絡先
- ⑦ 手動配信体制の確保の有無

○突発的な事象を除き、原則事前報告（約1週間前）

○⑤理由には、理由に加え受信可能手段等も記載

（例）地上回線受信不可、衛星回線受信可  
地上回線、衛星回線受信不可

**※受信不可期間においては、必ず手動  
配信体制の確保をすること**

**※廃止：受信機の登録情報を消防庁の管理システム上から完全に削除する※再設置不可能**  
⇒当該受信機を、今後使用する見込みがない場合に行う手続き

**※休止：受信機の登録は継続するが、消防庁の監視対象外とする※再設置可能**  
⇒当該受信機を、当面予備機として保管しておく場合に行う手続き